

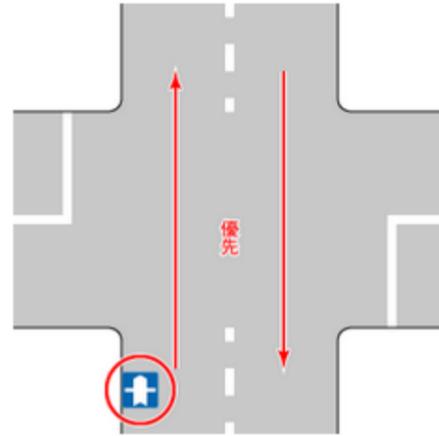
## 信号機のない交差点の優先関係

信号機のない交差点では、道路標識等によって示された優先道路、明らかに幅の広い方の道路、徐行・一時停止の道路標識がない方の交通が優先となる。これらで優先関係が定まらない場合には、「左方優先」となる。

### 「優先道路」が示されている場合

#### 「優先道路」の道路標識がある場合

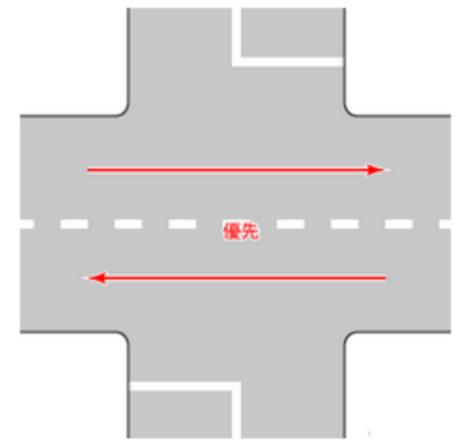
「優先道路」の道路標識がある道路は、優先道路である。進行してきた道路に、優先道路の道路標識があれば、交差道路に優先して通行することができる。「優先道路」の道路標識



優先道路の道路標識があれば優先して通行できる

#### 「優先道路」を示す道路標示がある場合

中央線が交差点内でつながっている道路は、優先道路である。進行してきた道路の中央線が、交差点内でつながっていれば、交差道路に優先して通行することができる。逆に、交差道路の中央線が交差点内でつながっている場合には、交差道路を通行する車両の進行を妨害してはならない。

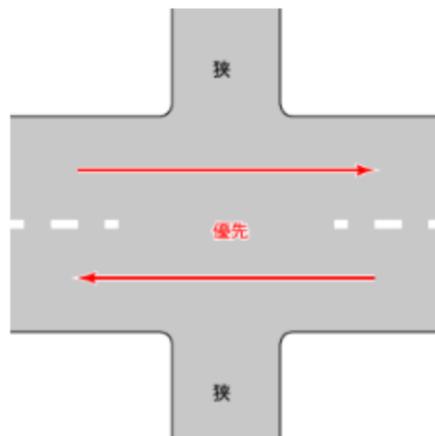


中央線が交差点内でつながっている道路が優先

#### 道幅が明らかに異なる場合

道路標識等によって優先道路が示されていない場合において、交差する道路の道幅が明らかに異なる場合には、道幅が明らかに広い方が優先となる。(目安: 道路幅が2倍以上)

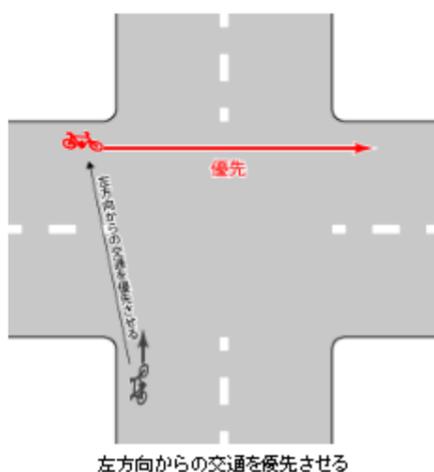
そのため、道幅が明らかに狭い方の道路を進行してきた場合には、交差道路を通行する車両の進行を妨害してはならない。



明らかに幅の広い道路が優先

#### 優先関係が定まらない場合: 左方優先

上述の要領では優先関係が定まらない場合には、いわゆる「左方優先」となり、左方向から進行してくる車両の進行を妨害してはならない。

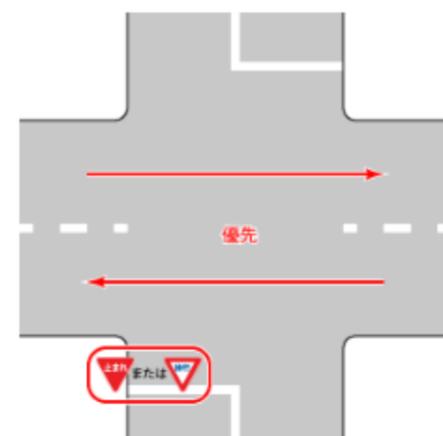


左方向からの交通を優先させる

#### 徐行・一時停止の道路標識がある場合

交差点の手前に次の道路標識がある場合には、交差道路を通行する車両の進行を妨害してはならない。

- 一時停止  
ただし、交差道路にも一時停止の道路標識がある場合は、後述の左方優先に従う。
- 徐行(前方優先道路)



徐行・一時停止の標識があれば交差道路優先